（五）　一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したものであって、四キロヘルツ以下における音圧感度がマイナス二三〇デシベルを超えるように設計したもの

ロ～ヘ　［略］

七～十一　［略］

第十五条～第十七条　［略］

第十八条　［略］

2～5　［略］

［削る］

第十九条　外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～五　［略］

2　外為令別表の七の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第六条第十七号イ、ロ、ホ、ヘ又はヌのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムとする。

3　外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

四　電磁パルス又は静電放電による中断から一ミリ秒以内に動作の連続性を失うことなくマイクロコンピュータ又はマイクロプロセッサを正常状態に回復するように特に設計したプログラム

4　［略］

5　外為令別表の七の項（五）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　［略］

五　動作周波数が三一・八ギガヘルツ以上の真空電子デバイス（クライストロン、進行波管及びこれらから派生したものを含む。）の設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）

第二十条　［略］

第二十一条　外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～十五　［略］

十六　第八条第九号ロに該当する機能を有する技術（プログラムを除く。）であって、暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの

［新設］

ロ～ヘ　［略］

七～十一　［略］

第十五条～第十七条　［略］

第十八条　［略］

2～5　［略］

6　外為令別表の六の項（六）の経済産業省令で定める技術は、数値制御装置の附属装置であって、数値制御装置に与えられた設計データを工作機械に対する命令に変換する者の設計に係る技術（プログラムを除く。）とする。

第十九条　外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～五　［略］

2　外為令別表の七の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第六条第十七号イ、ロ、ニからヘまで又はヌのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムとする。

3　外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

［新設］

4　［略］

5　外為令別表の七の項（五）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　［略］

五　動作周波数が三一・八ギガヘルツ以上の真空電子デバイスの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）

第二十条　［略］

第二十一条　外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～十五　［略］

十六　技術（プログラムを除く。）であって、当該技術の暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物（第八条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第八条第九号イに該当するもの（同号ヘに該当しないものに限る。）に変換し、若しくはあるプログラム（本条第一項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。）を本条第一項第九号（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変